## 令和6年度 軽自動車税(種別割・軽自動車三輪車及び四輪車)税率

## (表1)

			平成27年度から		平成28年度から
			平成 27 年3月 31 日	平成 27 年4月1日以	初めて車両番号(ナン
			以前に初めて車両番号	後に初めて車両番号	バー)の指定を受けて
	車 種		(ナンバー)の指定を受	(ナンバー)の指定を受	から 13 年を経過した
		けた車両	けた車両	車両	
			【※1】	【※2】	
三輪車(660cc 以下)			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上の	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
軽自動車		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
(660cc以	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
下)	貝彻用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円

- 【※1】平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けた車両(自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年4月以後のもの)について、改正後の新税率が適用されます。
  - (令和4年4月1日から令和5年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を満たす車両については、令和6年度に限り下記(表2)の税率が適用されます。)
- 【※2】電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、被けん引自動車は除きます。

## ★燃費性能に応じたグリーン化特例による軽課

/	=	$\sim$	`
	ᆓ	_	)
١.	ユエ	_	,

			(ア)	(1)	(ウ)
軽減の要件			・電気自動車	令和 2 年度基準達成	令和 2 年度基準達成
			・燃料電池自動車	かつ令和 12 年度基	かつ令和 12 年度基
			・天然ガス自動車	準 90%達成車両	準 70%達成車両
			(平成 21 年排出ガ		
			ス基準 10%以上低		
車種		減又は平成 30 年排			
			出ガス基準適合)		
			特例による税額(令和6年度のみ)		
三輪車(660cc 以下)			1,000円	2,000円	3,000円
				(営業用乗用車のみ)	(営業用乗用車のみ)
四輪以上の	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
軽自動車	米用	自家用	2,700円	軽減なし	軽減なし
(660cc以	华州田	営業用	1,000円	軽減なし	軽減なし
下)	貨物用	自家用	1,300円	軽減なし	軽減なし